

公立鳥取環境大学保護者ポータルシステム「アンシンサイト」運用規程

令和8年8月1日

公立鳥取環境大学規程第26号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立鳥取環境大学が運用する保護者ポータルシステム「アンシンサイト」(以下「アンシンサイト」という。)について必要な事項を定め、学生の修学支援及び保証人との適切な連携を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 学生 本学に在籍する学部生をいう。
- (2) 保証人 学生の保証人をいう。
- (3) 利用者 アンシンサイトの利用登録を行った保証人その他学長が適当と認める者をいう。
- (4) 学生情報 学生の学籍、履修、出席、成績その他修学に関する情報をいう。

(運用方針)

第3条 アンシンサイトは、学生の修学支援及び本学と保証人との連携に必要な範囲で運用するものとする。

2 本学は、個人情報保護関係法令及び本学関係規程を遵守し、適切な安全管理措置を講じなければならない。

(提供対象情報)

第4条 本学は、アンシンサイトを通じて、次に掲げる情報を提供することができる。

- (1) 学籍情報
- (2) 履修登録状況
- (3) 授業出席状況
- (4) 成績情報
- (5) 学費納入に関する情報
- (6) 本学からの通知及び連絡事項
- (7) その他学長が必要と認める情報

2 本学は、学生相談、保健管理、医療、カウンセリング、ハラスメント相談、障害支援その他学生の人格的利益に特に配慮を要する情報については、法令に基づく場合又は特別の必要がある場合を除き、アンシンサイトを通じて提供しない。

(情報提供の根拠)

第5条 本学は、学生が入学手続き時に提出する個人情報開示同意書及び保証人の地位に基づき、必要な範囲において学生情報を提供するものとする。

(情報の正確性)

第6条 本学は、提供する情報の正確性の確保に努めるものとする。

2 出席情報その他一部の情報については、入力時期その他の事情により、実際の状況と異なる場合がある。

(利用資格)

第7条 アンシンサイトを利用できる者は、保証人として本学に届け出られている者及び学長が特に認める者とする。

(利用登録)

第8条 利用者は、本学が定める方法により利用登録を行わなければならない。

2 利用者は、登録情報に変更が生じた場合は、速やかに変更手続を行わなければならない。

(アカウント等の管理)

第9条 利用者は、本学から付与されたアカウント及びパスワードを適切に管理しなければならない。

2 利用者は、アカウント及びパスワードを第三者に使用させ、又は譲渡してはならない。

(利用停止等)

第10条 学長は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、アンシンサイトの利用を停止し、又は制限することができる。

- (1) 本規程又は利用規約に違反した場合
- (2) 学生保護の必要がある場合
- (3) 不正利用のおそれがある場合
- (4) 保証人としての地位を失った場合
- (5) その他学長が必要と認める場合

2 学務課長は、不正利用のおそれがある場合、学生保護の必要がある場合その他緊急の対応を要すると認める場合は、学長への報告前であっても、必要最小限の範囲で一時的に利用を停止し、又は制限することができる。この場合において、学務課長は、速やかに学長へ報告するものとする。

(安全管理措置)

第11条 本学は、アンシンサイトに係る個人情報について、漏えい、滅失又は毀損の防止、その他必要な安全管理措置を講じるものとする。

(アクセス管理)

第12条 本学は、利用者認証、アクセス制御、操作ログ管理その他必要な技術的管理措置を講じるものとする。

(委託先管理)

第13条 本学は、アンシンサイトの運用又は保守を外部事業者に委託する場合は、個人情報保護及び情報セキュリティに必要な措置を講じさせなければならない。

(事故発生時の対応)

第14条 本学は、個人情報漏えいその他の事故が発生した場合には、速やかに必要な措置を講じるものとする。

(所管部署)

第15条 アンシンサイトの所管部署は、学務課とする。

2 所管部署は、利用者からの問合せ対応その他必要な利用支援を行うものとする。

(管理責任者)

第16条 アンシンサイトの適正な運用を統括するため、管理責任者を置く。

2 管理責任者は、学務課長をもって充てる。

(運用要領)

第17条 アンシンサイトの運用に関し必要な事項は、別に運用要領で定める。

(委任)

第18条 この規程に定めるもののほか、アンシンサイトの運用に関し必要な事項は、学長が別に定める。